

## 見本

## 第1. 設問1

1. 本件において、売買の目的物である松茸5キログラムは盗難により滅失している。しかし、本件売買契約は種類真物売買であり、Bは物の「特定」(民法(以下、省略)40条2項)がなされておらず、なお引渡債務を負い、双務契約の牵连性からAは代金引渡しを要する(民法(以下、省略)53条)。このため、本件において特定はなされていない(同時履行の抗弁 53条)。このため、本件において特定はなされていないが、「物の給付を要する行為」の意義が問題となる。

1) この点、本件では物の引渡しは債権者の行為を要する取立債務であり、取立債務における「必要行為を完了した」場合には、債権者が物を受取ると思えばいつでも受取る状態を指すと解する。

2) そして、種類真物は、分高価がなされて初めて履行の対象が定まり、物権的支配が可能となる。

3) したがって、取立債務における「物の給付を要する行為」とは、物の引渡しの準備及び通知(493条但書)に加え、物の分高価も含めて解する。

4) 本件では、平成28年9月21日4時頃に松茸5キログラムを箱詰めした状態で乙倉庫に入れ、準備・分高価した上で引取れ旨Aに電話で通知している。

5) 以上より、松茸5キログラムは特定されている。なお、滅失による引渡債務は消滅する。

2. もっとも、引渡債務と代金債権は牵连関係にあるため、一方が消滅すれば他方も当然に消滅するのが原則である。

しかし、松茸の滅失が「債務者の責めに帰すべき事由」による場合、なお代金債権は存続する(53条2項・1項)。このため、Bの帰責事由の存在について検討する。

1) そもそも、Bは、引渡債務と不可分の債務として、物の保管債務を負っており、引渡しまでBは善管注意義務を負う(400条)。

## 見本

(2) 本件では、Bの保管中に松茸が盗難されているため、Bに善管注意義務違反があると思える。しかし、盗難の原因は、第三者による二重施錠の解除にある。このため、このように第三者の注意・善管注意義務違反をBのこれと同視できるかが問題となる。

ア. この点、第三者の善管注意義務違反であっても、これを信義則(1条2項)上本人の行為として同視できる場合には、本人の義務違反と解する。

1. 上記で、当該第三者が履行補助者である場合には、本人の指揮命令に服して義務を履行する以上、その行為は本人のものと信義則上同視できると解すべきである。

2. 本件では、警察による農作物の盗難についての注意喚起がされているにもかかわらず、Cは乙倉庫に簡易な金錠しかしていない。そのため、Cには松茸の保管について善管注意義務違反がある。そして、CはBに雇用されている。履行補助者に至る。

エ. 以上より、この注意義務違反はBのものと同視できる。

3) さらに、盗難は、当初の引渡予定日である平成28年9月21日にAが受領を拒絶した(413条)ため、Aが指定した日に引取りに際して発生している。

したがって、その間の注意義務は軽減され、悪意・重過失がない限り、善管注意義務違反の責任を負わない。

4) Cは石壁に強力な金錠を用いた二重の方金錠は忘れている。しかし、これは前述のような特別事態において、通常の義務に過重に課せられる負担である。他方、Cは、通常時に必要とされる金錠による方金錠はしていた。つまり、Cは、倉庫の管理に当たり、最低限必要とする行為は行っていた。

5) 以上より、少なくともCに重過失はなく、善管注意義務違反は認められない。

3. よって、53条により、BがAに対して引渡債務に基づく代金請求権は認められる。



## 第2. 設問2

## 1. 小問(1)

1) Eは、両土地の所有権に基づき妨害排除を請求している。かかる請求は、~~物の所有者に~~ <sup>権利の行使に必要</sup> 実効性の観点から所有者に対し実行の妨げ原則である。そこで、AD間の所有権留保売買契約により、DからAに所有権甲トラップの所有権が移転したか否か問題となる。

2) そもそも、所有権留保を設定する目的は、売買代金と担保の点にある。

そこでれば、売主は、目的物の担保価値把握のための担保権を有すれば、その目的は達成できる。

3) そこで、所有権は原則に従い、売買契約時に買主に移転した(176条)。売主は目的物の担保権を有するにすぎないと解する。

4) 以上より、Eは原則として、甲トラップの所有権を有するAに対し妨害排除を請求すべきであるため、Dの主張は正しくない。

## 2. 小問(2)

1) 上述した通り、EはAに対し妨害排除を請求するのが原則である。しかし、登記名義はDにあり、Aの所在を把握することができていない。そこで、例外的に、Dに対し妨害排除できないか否か問題となる。

2) この点、土地の所有者と不動産の売主及び買主との関係は、妨害排除請求をめぐり対抗関係類似の関係に立つ。他方、不動産の対抗要件は原則物の引渡し(178条)である。

1) したがって、自動車については、<sup>登録</sup>が対抗要件とされており(道路運送車両法5条)、登記を対抗要件とする不動産の対抗関係と同様に考える基礎がある。

2) 土地の<sup>権利関係</sup>所有者に真の所有者を採る負担を課しながら、おいて登録変更を懈怠した売主が、容易に請求を拒めることは許さず。

3) したがって、<sup>権利関係</sup> 例外的に、登記簿の名義人に対し、妨害排除を請求できると解するのが相当である。

4) 2)で、本件では、登録名義をDのみに変更したため、AD両者の意思によるものであるから、EのDに対する請求は認められる。

## 第3. 設問3

## 1. 遺言の解釈

1) 本件遺言には、Fに1200万円の定期預金を相続させる、Gに600万円の定期預金を相続させる、との文言が記載されている。では、かかる文言はいかに解釈すべきか。

2) この点について、遺言の解釈においては、当事者の意思を尊重し、合理的な意思解釈をすべきである。

3) 2)に、当該相続人も当該遺産を共同相続する立場にあることに依れば、当該遺産を、当該相続人に単独で相続せしめる趣旨と解するのが、遺言者の合理的意思解釈といえる。

4) 2)に、その額が法定相続分(900万)を越える時は、特段の事情のない限り相続分の指定(902条)がされたと解すべきである。

5) 以上より、かかる遺言は遺産分割方法の指定であり、遺産分割手続を待たずに、被相続人の死亡と同時に、当該相続財産は当該



相続人に帰属すると解する。

(2) 次に、廃除(892条)と本件Cに対し200万円の定期預金8  
「ええ」旨の文言を解釈する。

A、まず、「廃除の意思を変えるものではな」との文言から、廃除の取  
消(894条2項・893条)の意思はなと解される。

1、そうだとすれば、相続人でない者への相続財産の贈与、すなわち、  
特定遺贈の趣旨であると解するのが合理的である。

2、FのGに対する請求、

11) F及びGは、Cの相続人として相続財産を包括承継(886)  
する結果、CがBに対して負っていた借入金債務300万円についても  
相続する。

12) それ、金銭債務、持ち分債務であることから、その相続  
分に応じそれぞれ負担する。

13) 本件における相続分は、前述の指定により、1200万対2000万、  
すなわち2対1の割合であるから、Fは200万円負担することになる。

14) したがって、Fが300万円支払ったことにより、Gは自らの負担する100万  
円の債務を免除という利益を得ていることから、FはGに対し不当利  
得(803条)に基づき100万円の損害賠償を請求できる。

以上